狛江市認証保育所等
入所児童保護者負担軽減補助金
～前期分～

保護者用パンフレット

狛江市子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当
〒201-8585　狛江市和泉本町１－１－５
☎03-3430-1111（内線2307・2316・2328）

令和8年8月作成

※申請前に必ず最後までお読みください。

１．この補助金ってなに？

認証保育所等を利用する児童の保護者の負担軽減を目的とした補助制度です。
①利用者支援 ②利用者負担軽減支援 ③ベビーシッター利用負担軽減支援 の３つの補助メニューがあります。

対象者と補助金額

（１）狛江市民
（２）認証保育所等に在籍している児童であること
（３）保育の必要性を満たしていること
（４）認証保育所等（ベビーシッター利用支援事業利用者を除く）で120時間以上の月極契約をしていること
（５）該当月の１日に認証保育所等に在籍していること
（６）保育料の滞納がないこと
※ただし、通っている施設によって異なる場合があります。

対象世帯		補助金額／月		
		利用者支援	利用者負担軽減支援	ベビーシッター利用負担軽減支援
０～２歳児※１	課税世帯	80,000円	対象外	33,000円※２
	非課税世帯	38,000円※３		対象外
３～５歳児※１		40,000円※４	4,900円	対象外

※１ 令和８年４月１日時点の年齢。
※２ ベビーシッター利用負担軽減支援は他のメニューと併用出来ません。
※３ 別途国制度による無償化（42,000円）の対象となります。
※４ 別途国制度による無償化（37,000円）の対象となります。

認証保育所等ってなに？

・認証保育所
　┗ 東京都が認めた施設
・家庭福祉員（保育ママ）
・その他の認可外保育施設
　┗ 都道府県知事に届出をしている施設

保育の必要性ってなに？

保育が下記のいずれかの状態にあり、保育ができない場合
・就労（週３日以上且つ週12時間以上）
・疾病、障がい
・介護
・就学
・出産予定
・求職（２ヵ月間のみ補助対象）

詳しくは４ページをご覧ください！

２．交付額の計算方法

補助金額（円）×月数　または、

※「利用者支援」と「利用者負担軽減支援」の両方に該当する場合はその合計額

保育料（無償化で補助される金額を除く）

を比べていずれか低い額を補助します。

月数の考え方

毎月、以下のイ～ニを全て満たした場合に補助金の対象月と数えられます。

イ　月初め（１日）に狛江市に住民登録がある。
ロ　月初め（１日）に認証保育所等に在籍している。
　※月120時間以上の月極契約を結んでいる必要があります。
　※複数の施設に在籍している場合、合計で120時間以上の月極契約を結んでいる必要があります。
ハ　月初め（１日）時点で保育の必要性がある。
ニ　該当月分の保育料を支払済みである。

注意！　～よくあるケース～ 例：6月分が対象かどうか

６月２日に狛江市に住民登録をした

６月分は条件イを満たしていないので補助対象外

６月１日まで通園していた（６月分保育料支払済み）

６月分は条件ロを満たしているので補助対象

※ただし、他の条件も満たしている場合に限ります。

６月２日から保育所と契約を結んだ

６月分は条件ロを満たしていないので補助対象外

６月２日から勤務先と雇用契約を結んだ

６月分は条件ハを満たしていないので補助対象外

※ただし、求職中であったことを証明できれば、補助対象となる可能性があります。

３．申請方法とスケジュール

この補助金は年に２回、前期と後期に分けて交付します。
受付開始等の情報は広報こまえ・各施設宛ての周知等でお知らせしますのでご確認ください。

前期	**令和８年４月～令和８年９月**
後期	**令和８年10月～令和９年３月**

補助金交付までの流れ

認証保育所を利用

利用している認証保育所へ
保育料の支払

保護者から市へ
交付申請＆請求

※提出の流れについて詳しくは５ページのＱ３をご覧ください。

申請内容の精査（市）

保護者へ
交付決定通知の送付（市）

保護者へ
補助金の振込（市）

交付申請＆請求の締切日から約２ヵ月後に補助金が振り込まれます。
※振込完了のお知らせはしていませんのでご了承ください。

４．必要書類　※よくお読みいただきご準備ください。

書類の名称	注意事項
申請書（第１号様式）	下段の「認証保育所等在籍証明書」欄は保育所に作成をお願いしてください。（ベビーシッター利用負担軽減支援は記入不要）
請求書（第４号様式）	「請求額」「申請対象期間」「申請日」の項目は空欄にしてください。
契約書の写し	２の条件ロ（P2）に該当することを証明する契約書のコピー（**契約期間、契約時間、氏名、施設名が確認できるページ**。契約書から読み取れない場合は**覚書、契約書別紙、受託証明書等**の証明できるものを別途添付すること。） ※ベビーシッター利用負担軽減支援の対象者は提出不要です。
保育の必要性を証明する書類	両親分必要です。 **証明日から３ヵ月以内のものが有効。**

保育の必要性		必要書類
【就労】	外勤・内職	就労証明書（市指定様式・会社記入）
	自営業・親族経営・会社勤務	就労証明書（市指定様式・自身で記入） ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です 1. 直近の確定申告書（電子申告の場合には受付番号が付番された申告書（第１表・第２表）） 2. 開業届 3. 給与明細（専従者用・直近３か月） 4. 契約書（直近３か月が範囲内となっているもの） 5. その他（納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類（直近３か月の各月１点ずつ））
	就労内定	就労証明書（市指定様式・会社記入）
【疾病・障がい】		障害者手帳の写し・診断書等 （保育が困難との記載があるもの。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用）
【介護】		介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等）及び１週間の介護スケジュールが分かる書類（様式自由）
【就学】		就学を証明する書類（在学証明書等）及び１週間の就学スケジュールが分かる書類（時間割表等、様式自由）
【出産】		母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。
【求職】		就労確約書（市指定様式・自身で記入） ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

課税証明書又は非課税証明書 ※ただし、３～５歳児の方は不要です。	**令和７年１月１日時点で狛江市に住所がない方**で **令和８年４月～８月に利用のあった方** **→令和７年度課税証明書又は非課税証明書（令和６年収入分）**
	令和８年１月１日時点で狛江市に住所がない方で **令和８年９月～令和９年３月に利用のあった方** **→令和８年度課税証明書又は非課税証明書（令和７年収入分）**
対象月全ての領収書又は支払額を証明できる書類	**ベビーシッター利用負担軽減支援の対象者**のみ必要です。 ※１時間150円となっている領収書が対象。 ※Web領収書の場合は画面を印刷してご提出ください。

５．よくある質問

Ｑ１　既に３ヵ月以内に発行された必要書類を別の手続きで児童育成課に提出済みです。改めて提出する必要がありますか？

Ａ　認可保育園の入園申込、ごきょうだいの学童保育申込等で直近３ヵ月以内に発行された証明書類を既に児童育成課に提出済みの場合は提出を省略できます。付箋等に「令和●年●月●●入所申込で提出済み」等と記入し、申請書に貼付してください。ただし、既に提出した書類から内容に変更が無い場合に限ります。

Ｑ２　補助対象期間中に転職をしました。新しい勤務先の就労証明書だけ提出すればいいですか？

Ａ　原則、転職前・転職後共に３ヵ月以内に発行された就労証明書が必要です。

Ｑ３　申請書類の提出の流れを教えてほしいです。

Ａ　【在籍施設を経由して補助案内を受け取った方】在籍施設を経由して狛江市にご提出いただく方法と、保護者様から狛江市へ直接ご提出いただく方法がございます。提出方法については施設からの指示に従ってください。
【市から直接補助案内を受け取った方、ホームページから直接ダウンロードされた方】郵送又は窓口にて狛江市へ直接ご提出ください。

Ｑ４　在籍している認証保育所等が補助対象かどうかを知りたいです。

Ａ　認証保育所及び証明書交付済みの認可外保育施設が対象です。各保育施設が所在する自治体のホームページでご確認ください。ベビーシッター利用負担軽減支援の対象施設は、東京都ベビーシッター利用支援事業認定事業者のみです。東京都福祉局のホームページにて認定事業者一覧を公開しておりますのでご確認ください。

Q５　昨年度以前の申請漏れをしてしまいました。今年度に昨年度分も申請することは可能ですか？

A　昨年度以前に発生した保育料に対して**年度を跨いで補助することはできません。**

Q６　前期の申請漏れをしてしまいました。後期に前期分も申請することは可能ですか？

A　原則、対象期間での申請をお願いしておりますが、申請漏れをした場合は後期に対応することも可能です。児童育成課保育・幼稚園担当までお電話ください。
　なお、申請書下段「認証保育所等在籍証明書」欄は６ヵ月分しかございませんので、申請書を２枚使用してご提出ください。
※Ｑ６のとおり、年度を跨いで申請することはできないため、後期分の申請漏れについては対応できませんのでご注意ください

Q７　育児休業を取得していますが、育児休業取得期間は補助対象になりますか？

A　【在籍児童の育児休業の場合】保育の必要性が就労のみの場合は、育児休業取得期間は保育の必要性を満たしていない扱いとなるため、**育児休業の終了日を含む月末まで補助対象外**です。
【認証保育所等に在籍していない下のお子さんの育児休業の場合】**上のお子さんが認証保育所等に入園した後に下のお子さんの育児休業を取得する場合は、補助対象**です。しかし、上のお子さんの認証保育所等入園前から継続して下のお子さんの育児休業を取得している場合は、育児休業の終了日を含む月末までは補助対象外です。

Q８　補助対象経費に副食費や延長保育料は含まれますか？

A　含まれます。延長保育料や副食費等を保育料とは別でお支払いをされた方は、申請書（第１号様式）下段の「認証保育所等在籍証明書」の記載を在籍保育施設に依頼する際に、当該費用も含んだ金額を記載するようご依頼ください。

Q９　東京都ベビーシッター利用支援事業を利用しています。認証保育所等も併せて利用したいのですが、ベビーシッター分と認証保育所等分の両方補助を受けられますか？

A　東京都ベビーシッター利用支援事業を利用しながら認証保育所等に通園することは可能ですが、認証保育所等分の補助（「利用者支援」及び「利用者負担軽減支援」）を受けることはできません。

★提出物チェックリスト★

提出前にもう一度ご確認ください

- □**申請書（必須）**
- □**請求書（必須）**
- □**契約書の写し（必須）**
  ※契約期間、契約時間、氏名、施設名が確認できるページ
  読み取れない場合は、覚書、契約書別紙、受託証明書等を別途添付
- □**保育の必要性を証明する書類（必須）**
  ※証明日から３ヶ月以内のもの
- □**令和７年度課税証明書又は非課税証明書（必要な方のみ）**
- □**令和８年度課税証明書又は非課税証明書（必要な方のみ）**
- □**対象月全ての領収書等（ベビーシッター利用負担軽減支援の対象者のみ）**

各書類について、詳しくは、４ページをご確認ください。

こまえ子育てねっとも併せてご覧ください

https://komae-kosodate.net/article_docs/2518.html
各種様式データあります。